

第 13 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 6 年 8 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 42 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 43 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 13 号	土地現況確認申請について
報第 14 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 渡 辺 一 直 事務局次長 伊 藤 博 之 書 記 宮 内 一 成
6、会議録署名者	13 番 中川 洋二 委員 14 番 奥村 俊雄 委員
7、欠席委員	7 番 山本 康彦 委員
会 長	ただ今のお出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 13 回御嵩町農業委員会を開会します。 (本日、7 番 山本 康彦 委員 から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。) 本日の会議録署名者に、13 番 中川 洋二 委員、14 番 奥村 俊雄 委員 を指名します。 それでは議第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (議案書 3 ページ朗読)
会 長	別添資料は 1 ページから 13 ページをご覧ください。以上です。 事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。1 号事案について、6 番 山本 恵美雄 委員 説明願います。

<p>6 番山本恵美雄委員</p>	<p>6 番 山本です。1号事案について説明します。事務局より朗読のありました事項については省略します。資料の5-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は小原公民館より東へ200m程の所です。転用の目的は機械工場通路等です。権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細、譲受人は平成〇年から現在まで機械の設計・製造・管理、保守業務を営んでいますが駐車場不足に悩んでおり昨年から転用許可申請によって、本件申請地の用地部分を一部取得することができました。</p> <p>造成工事に取り掛かったところ、本件申請地の土地所有者との土地売買の合意が成立し、本件申請地を取得すれば駐車場への進入路の確保や猪による石垣の崩壊・亀裂の発生による転落防止ができ、より利用効率が高められるため申請するものです。</p> <p>権利の設定、転用の時期は許可日から永年間で。</p> <p>資金調達の計画、土地売買代金6万円・土地造成費200万円・雑費30万円、計236万円自己資金でとりおこないます。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地・作物・家畜等の概要。北側東側宅地、西側駐車場予定施設、南側は農林具小屋、雨水は南側道路へ排水します。</p> <p>造成工事後には、影響のないようにコンクリートブロック等を施工し法面工事を適切に行い土砂等の流入がないようにします。</p> <p>何か問題が生じた場合は申請人が責任をもって対応します。工事着手時には隣地に迷惑を及ぼさないように注意します。</p> <p>誓約書・隣地承諾書・会社の定款等を確認しました。</p> <p>7月16日事前説明、7月25日現地確認をいたしました。</p> <p>以上のことから1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑等はありませんか。</p> <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内の農地であるため、第1種農地に位置付けられます。</p> <p>第1種農地に位置付けられている農地については原則転用不可ですが、今回は例外規定の中の「集落接続」に該当するため、許可の見込みがあります。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について10番 加納 恒明 委員 説明願います。</p>
<p>10 番 加納恒明 委員</p>	<p>おはようございます10番 加納です。2号事案の説明をいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>事務局が朗読されました事については省略いたします。資料の 10 ページから 13 ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、新町公民館より東に約 100m の所です。</p> <p>1. 転用の目は一般個人住宅です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は千葉県八街市に居住しているが、Uターンにより、御嵩町内にて住宅を建築するためです。</p> <p>2. 転用の自的に係る施設の概要は建築面積 89.43 m²専用住宅となっています。</p> <p>3. 事業の操業期間又は施設の利用期間は、許可の日から永年間で</p> <p>す。</p> <p>4. 転用することによって生ずる付近の土地の概要、北側は通路、東側は畑、南側は畑及び工場西側は畑への進入路及び工場となっています。</p> <p>申請地の東側の農地に雨水土砂等が流れ込まないようにコンクリートブロックを積み対処する。雨水は北側の道路側溝に流す。汚水は下水道に接続する。万が一周辺に被害を及ぼした場合は申請人において解決する。</p> <p>5. 添付書類は委任状・隣地承諾書・誓約書・住宅配置図・住宅ローン申込み結果・可児土地改良区意見書・登記記録証明書について確認しました。</p> <p>6. 7月16日事前説明7月25日現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容について私は問題が無いと思いますか皆さんの審議をお願いします。以上で説明を終わります。ありがとうございました。</p>
会 長	質疑に入ります。質問はありますか。
2 番田中幹三郎委員	すみません。聞き漏れかもしれませんが、参考資料8ページの隣地〇〇番地〇ですか〇ですか。鍵の手になっている土地・畑があったので。
10 番 加納恒明 委員	はい。これは〇〇さんのお父さんの〇〇〇〇さんの土地です。家を建てる為この一体で申請してもらおう予定でしたが、〇百何m ² を。この〇〇m ² だけ分筆をして宅地にしたのです。あとは、畑のまま残しておくということは、〇〇さんが直接現場で言われました。そういう理由です。
2 番田中幹三郎委員	ありがとうございます。
会 長	他に質疑等ございませんか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1

<p>会 長</p>	<p>号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第43号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>4ページをご覧ください。議第43号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>(議案書5ページ朗読)</p>
<p>会 長</p>	<p>別添資料は14ページから25ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、14番 奥村 俊雄 委員 説明願います</p>
<p>14番 奥村俊雄 委員</p>	<p>14番 奥村です。1号事案の説明をします。事務局から説明があったことについては、省略します。資料の3-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町立上之郷保育園から北へ50mの所です。</p> <p>所有権移転及び引き渡しの時期は、令和6年9月1日です。</p> <p>権利取得後の水稻作付面積は、〇〇㎡となります。耕運機2台、芝刈り機を所有しています。申請地までの移動時間は徒歩1分です。</p> <p>許可申請書、委任状、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳附属地図、通作図、誓約書を確認しました。</p> <p>移転によって生ずる付近の土地の概要については、7月22日に事前説明、同日に推進委員と共に現地確認を行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、日比野 勝伸 推進委員 現地の状況はどうでしたか。</p> <p>気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>日比野勝伸推進委員</p>	<p>上之郷地区担当の日比野です。7月22日に地区担当 奥村 委員と一緒に現地を確認してきました。1号事案につきましては、問題としまして台帳の現況が田になっておりますが、現状は畑として使用されておりますので、そこがクリアになれば何も問題ないと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>これにつきましては、事務局より説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。今の質問に対して事務局の方説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。今回の申請地につきましては、私の方も現地を見させていただきまして、現地確認の結果ですが、現状は水が入るような土地、淡水もおそらく可能である土地でした。土地の形状上は水田、田んぼの所で畑作物をしている状態だと思いますので、現況は田んぼでよろしいかと思ひます。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>他にご質問等は、質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願ひます。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案について14番 奥村 俊雄 委員 説明願ひます。</p>
14番 奥村俊雄 委員	<p>14番 奥村です。2号事案の説明をします。事務局から説明があったことについては、省略します。資料の3-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町防災コミュニティセンターから西へ150mの所です。</p> <p>所有権移転及び引き渡しの時期は、令和6年9月1日です。権利取得後の水稲作付面積は、〇〇㎡となります。トラクター、コンバイン、耕運機、田植え機、乾燥機を所有しています。申請地までの移動時間は車で5分です。</p> <p>許可申請書、委任状、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳附属地図、通作図、誓約書を確認しました。</p> <p>移転によって生ずる付近の土地の概要については、7月22日に事前説明、同日に推進委員と共に現地確認を行いました。</p> <p>以上から 2号事案の申請内容に問題はないと思ひます。皆さんの審議をお願いします。</p>
会 長	<p>続いて、日比野 勝伸 推進委員 現地の状況はどうでしたか。</p> <p>気になる点などありましたら説明願ひます</p>
日比野勝伸推進委員	<p>はい、日比野です。2号事案について説明します。</p> <p>2号事案につきましては、土地も耕作をされておりますし、管理</p>

	<p>もされておりますので何も問題ないと思います。よろしくお願いいたしますします。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。 次に3号事案について1番 水野 宏治 委員 説明願います。</p>
1番 水野宏治 委員	<p>おはようございます。水野です。3号の申請につきまして、今回、行政書士を通さず本人の申請でございます。 譲渡人は、御嵩町〇〇〇番地〇〇〇〇。譲受人は、御嵩町〇〇〇番地〇〇〇〇。 譲渡人は、自宅より遠地というような状況というかたちで耕作不能であるため無償譲渡となります。 当該地域の説明ですが、御嵩町〇〇〇、龍現寺西 200m地点でございます。すぐ下には、〇〇〇〇のグラウンドがあります。 今回譲渡される畑ですが、現在本人（譲受人）が耕作している畑を含めまして、譲渡後は〇〇〇㎡です。本人（譲受人）は自作農地だけで〇〇〇㎡を野菜等の耕作を現在しております。 大型農機については耕運機です。そのほか草刈り機、散布機等を保有しているとのこと。申請地は本人（譲受人）自宅から一段下がっているところで、徒歩 10mです。また、当該地は長年にわたり耕作をされておりましたが、防草シートを張って管理されており、雑草は全くございません。 7月24日午後、推進委員と譲受人本人と現地確認し、私事態は問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。 続いて、鍵谷 道隆 推進委員 現地の状況はどうでしたか。 気になる点などありましたら説明願います。</p>
鍵谷 道隆 推進委員	<p>伏見地区 鍵谷です。7月24日に地区担当の水野 委員と現地確認を行いました。こちらの写真に載っているようにすごく狭い土地ですが、きれいに管理されています。営農条件に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 (ほかに) 質疑がないようですので、事務局は補足説明があります</p>

	か。
事務局次長	特にありません。
会 長	採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、3号事案は可決しました。 次に、報第13号 土地現況確認申請に対する完了確認について、事務局より報告願います
事務局	6ページをご覧ください。報第13号土地現況確認申請について。別表のとおり御嵩町農業委員会に対し土地現況確認申請があり、農地転用許可に係る転用の目的を達成し、事業完了したことを確認したため、委員会に報告するものとする。7ページをご覧ください。 (議案書7ページを朗読) 続いて1号事案の内容について説明します。資料は26ページから31ページまでをご覧ください。 本件につきましては、物置の設置に対して昭和〇年〇月〇日付けにて農地転用許可を取得しており、過年度より物置の設置をしていました。 提出に至った経緯についてですが、土地所有者は現在遠方に住んでおり、土地の相続にあたり、土地の状況整理をした結果、過去に農地転用許可を取得していたが、地目変更が未了のままの土地があったことが判明したため、土地現況確認申請の提出を行ったとのことです。 7月25日において、地区担当委員の加納 恒明 委員及び農業委員会事務局にて現地確認を行いました。現地には物置の設置及び家庭菜園をしていたと思われる箇所には、防草シートが設置されておりました。加納 恒明 委員との協議の結果、昭和〇年〇月〇日付けの農地転用許可内容に対する、転用事業が完了し、農地以外の土地に転用されていることを確認しました。 また、申請者に対しては令和6年7月29日付けにて、申請地について調査の結果、申請書記載のとおり相違ない旨を回答いたしましたので、皆様にご報告いたします。以上です
会 長	他に事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。

事務局	<p>次に、報第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>8ページをご覧ください。報第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(議案書9ページを朗読)</p> <p>以上です。</p>
会 長	事務局より補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
会 長	<p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

13 番

14 番